

ICC でんき 電気料金メニュー約款 新旧対照表

2024 年 4 月 1 日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点

- ・プランごとの約款統合による条項の変更および記載項目の変更
- ・一部内容改定、適用単価の変更

電気料金メニュー約款（ICC でんき）新旧対照表

該当条項	変更前	変更後																				
表紙	電気料金メニュー約款 (ICC でんき) (ICC でんき E ライフ) (ICC でんき スマート)	電気料金メニュー約款 (ICC でんき)																				
第 1 条	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで中部電力パワーグリッド株式会社の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、 <u>割引額</u> 、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで中部電力パワーグリッド株式会社の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、 <u>燃料費調整額</u> および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。 <u>料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。</u>																				
第 4 条	<p>1. ICC でんき B</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。</p> <p>(4)電気料金 (a)基本料金 基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td style="text-align: right;">594 円 00 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td style="text-align: right;">891 円 00 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td style="text-align: right;">1,188 円 00 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td style="text-align: right;">1,485 円 00 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td style="text-align: right;">1,782 円 00 銭</td></tr> </table> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p>	契約電流 20 アンペア	594 円 00 銭	契約電流 30 アンペア	891 円 00 銭	契約電流 40 アンペア	1,188 円 00 銭	契約電流 50 アンペア	1,485 円 00 銭	契約電流 60 アンペア	1,782 円 00 銭	<p>1. ICC でんき B</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツ <u>(長野県の一部は 50 ヘルツ)</u> といたします。</p> <p>(4)電気料金 (a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td style="text-align: right;"><u>642 円 28 銭</u></td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td style="text-align: right;"><u>963 円 42 銭</u></td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td style="text-align: right;"><u>1,284 円 56 銭</u></td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td style="text-align: right;"><u>1,605 円 70 銭</u></td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td style="text-align: right;"><u>1,926 円 84 銭</u></td></tr> </table> <p>(b)電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p>	契約電流 20 アンペア	<u>642 円 28 銭</u>	契約電流 30 アンペア	<u>963 円 42 銭</u>	契約電流 40 アンペア	<u>1,284 円 56 銭</u>	契約電流 50 アンペア	<u>1,605 円 70 銭</u>	契約電流 60 アンペア	<u>1,926 円 84 銭</u>
契約電流 20 アンペア	594 円 00 銭																					
契約電流 30 アンペア	891 円 00 銭																					
契約電流 40 アンペア	1,188 円 00 銭																					
契約電流 50 アンペア	1,485 円 00 銭																					
契約電流 60 アンペア	1,782 円 00 銭																					
契約電流 20 アンペア	<u>642 円 28 銭</u>																					
契約電流 30 アンペア	<u>963 円 42 銭</u>																					
契約電流 40 アンペア	<u>1,284 円 56 銭</u>																					
契約電流 50 アンペア	<u>1,605 円 70 銭</u>																					
契約電流 60 アンペア	<u>1,926 円 84 銭</u>																					

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 36 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 56 銭
上記超過 1 キロワット時につき	26 円 49 銭

2. ICC でんき C

(2)供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(4)電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等)に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円 (以下単に「X 円」といいます。)を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a)基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 6 キロボルトアンペア	1782 円 00 銭
上記超過契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 00 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 86 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 56 銭
上記超過 1 キロワット時につき	25 円 18 銭

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 23 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 43 銭
上記超過 1 キロワット時につき	26 円 36 銭

4. ICC でんき C

(2)供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ) といたします。

(4)電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a)基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 6 キロボルトアンペア	1,926 円 84 銭
上記超過契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	321 円 14 銭

(b)電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 73 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 43 銭
上記超過 1 キロワット時につき	25 円 05 銭

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,106 円 00 銭
---------	--------------

(ロ) 契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,810 円 00 銭
---------------------------	--------------

上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 00 銭
-----------------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) デイタイム

1 キロワット時につき	36 円 51 銭
-------------	-----------

(ロ) ホームタイム

1 キロワット時につき	26 円 15 銭
-------------	-----------

(ハ) ナイトタイム

1 キロワット時につき	14 円 03 銭
-------------	-----------

1. ICC でんきスマート

(1)適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約容量が原則として 10 キロボルトアンペア以下であること。ただし、契約中に契約電力が 10 キロボルトアンペアを超過した場合、別途超過分の電気料金の請求を行うもしくは解除する場合がございます。

(b) 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

[ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります]

(2)供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび

算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ)契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,250 円 84 銭
---------	--------------

(ロ)契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,051 円 40 銭
---------------------------	--------------

(b)電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) デイタイム

1 キロワット時につき	36 円 36 銭
-------------	-----------

(ロ) ホームタイム

1 キロワット時につき	26 円 00 銭
-------------	-----------

(ハ) ナイトタイム

1 キロワット時につき	13 円 92 銭
-------------	-----------

4. ICC でんきスマート

(1)適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が原則として 10 キロボルトアンペア以下であること。ただし、契約中に契約電力が 10 キロボルトアンペアを超過した場合、別途超過分の電気料金の請求を行うもしくは解除する場合がございます。

(2)供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび

200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(5)電気料金

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,097 円 04 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 00 銭

(b)電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) デイタイム

1 キロワット時につき	38 円 95 銭
-------------	-----------

(ロ) ホームタイム

1 キロワット時につき	28 円 76 銭
-------------	-----------

(ハ) ナイトタイム

1 キロワット時につき	16 円 63 銭
-------------	-----------

2. ICC でんきスマート（朝とく）

(1)適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約容量が原則として 10 キロボルトアンペア以下であること。ただし、契約中に契約電力が 10 キロボルトアンペアを超過した場合、別途超過分の電気料金の請求を行うもしくは解除する場合がございます。

(b) 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

[ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります]

(2)供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび

200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツ（長野県の一部は 50 ヘルツ）といたします。

(5)電気料金

(a)基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,338 円 44 銭
---------------------------	--------------

(b)電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) デイタイム

1 キロワット時につき	38 円 80 銭
-------------	-----------

(ロ) ホームタイム

1 キロワット時につき	28 円 61 銭
-------------	-----------

(ハ) ナイトタイム

1 キロワット時につき	16 円 52 銭
-------------	-----------

6. ICC でんきスマート（朝とく）

(1)適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が原則として 10 キロボルトアンペア以下であること。ただし、契約中に契約電力が 10 キロボルトアンペアを超過した場合、別途超過分の電気料金の請求を行うもしくは解除する場合がございます。

(2)供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび

200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツ（長野県の一部は 50 ヘルツ）といたします。

(4)電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円（以下単に「X 円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a)基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,097 円 04 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 00 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) デイタイム

1 キロワット時につき	38 円 95 銭
-------------	-----------

(ロ) ホームタイム

1 キロワット時につき	28 円 76 銭
-------------	-----------

(ハ) ナイトタイム

1 キロワット時につき	16 円 63 銭
-------------	-----------

3. ICC でんきスマート（夜とく）

(1)適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約容量が原則として 10 キロボルトアンペア以下であること。ただし、契約中に契約電力が 10 キロボルトアンペアを超過した場合、別途超過分の電気料金の請求を行うもしくは解除する場合がございます。

(b) 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容

200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツ（長野県の一部は 50 ヘルツ）といたします。

(4)電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a)基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,338 円 44 銭
---------------------------	--------------

(b)電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ)デイタイム

1 キロワット時につき	38 円 80 銭
-------------	-----------

(ロ) ホームタイム

1 キロワット時につき	28 円 61 銭
-------------	-----------

(ハ) ナイトタイム

1 キロワット時につき	16 円 52 銭
-------------	-----------

7. ICC でんきスマート（夜とく）

(1)適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が原則として 10 キロボルトアンペア以下であること。ただし、契約中に契約電力が 10 キロボルトアンペアを超過した場合、別途超過分の電気料金の請求を行うもしくは解除する場合がございます。

量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

[ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります]

(2)供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(5) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,097円04銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	297円00銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) デイタイム

(2)供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツ（長野県の一部は50ヘルツ）といたします。

(5)電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a)基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,338円44銭
-------------------------	-----------

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(イ)デイタイム

1 キロワット時につき (ロ) ホームタイム	38 円 95 銭
1 キロワット時につき (ハ) ナイトタイム	28 円 76 銭
1 キロワット時につき	16 円 63 銭

4. ICC でんき低圧電力

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(5) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円 (以下単に「X 円」といいます。) を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,121 円 54 銭
-----------------	--------------

(b) 電力量料金

夏季料金	契約電力×80 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	16 円 26 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	25 円 63 銭
その他季料金	契約電力×80 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	14 円 79 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	23 円 31 銭

1 キロワット時につき (ロ) ホームタイム	38 円 80 銭
1 キロワット時につき (ハ) ナイトタイム	28 円 61 銭
1 キロワット時につき	16 円 52 銭

7. ICC でんき低圧電力

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ) といたします。

(5) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,146 円 95 銭
-----------------	--------------

(b) 電力量料金

夏季料金	契約電力×80 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	16 円 01 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	25 円 26 銭
その他季料金	契約電力×80 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	14 円 54 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	22 円 94 銭